



待機児童の問題

子育て支援では毎回ニュースになっている保育園の待機児童問題ですが、働く母親にとっては仕事を継続するために深刻な問題です。私の友人も昨年6月に孫が生まれて何かと世話をしてきましたが、今年4月から保育園が決まり、薬剤師の娘さんが仕事に復帰するといえます。

しかし、病気などになるとすぐお迎えに行かないとならず、祖母として協力が欠かせなくなり、地域活動はしばらく出来そうもないと話しています。母親が赤ちゃんを抱えて仕事を続けるには多くの課題があるのです。

子ども・子育て支援新制度とは？

従来の子ども・子育て支援制度は、「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」という考えに基づいて制度が作られました。子育て支援の量を増やし、必要とするすべての家庭が利用できる支援を用意し、子育て支援の質の向上を目指してきました。では、2015年4月に新しく変わった「子ども・子育て支援新制度」では何が良くなったのでしょうか？

新制度の3つのポイント

親の就労にかかわらず、子どもが育つ環境が継続される「認定こども園」

今まで子どもを預ける場所は親が働いていたら保育所、働いていなかったら幼稚園という考え方でした。親が仕事を辞めてしまうと保育所から幼稚園に移らなければならなかったのです。今回の新制度で、「認定こども園」は0歳から5歳の子どもの教育と保育を一緒に行う施設です。満3歳以上の子どもは保護者の就労の状況の変化に関係なく、継続して通うことができます。

子育て相談や一時預かりの場が増えて子育ての不安を解消

親子が交流できる拠点の設置数増加。一時預かりの増加、放課後児童クラブなどが自治体に義務づけられました。



放課後児童クラブの対象年齢は、今までは小学3年生までになっていた自治体もありましたが、対象を小学校6年生までに拡大することが国の指針となりました。また、すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点「子育てひろば」を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援が充実します。

多子世帯は、保育料を軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などを、兄弟が利用する場合、最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は無料となります。今までは自治体が個別に無償化を行っていたケースがありますが、国が最低基準の指針を出したということです。

利用者は保育認定・教育標準時間認定が必要

新制度を利用するには、まず認定を受けなければなりません。幼稚園、保育園、認定こども園の利用を希望する場合、保育の必要性についての認定を申請して、認定証が発行されたら保育所などに利用申し込みをするという手順です。保護者の就労時間によって保育標準時間と保育短時間に時間区分をしています。

今後の課題は

新制度はスタートしたばかりで分かりにくいことがたくさんあります。実施は各市区町村が主体となり、地域における子育ての状況やニーズを把握して質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を目指しています。詳しくは市区町村に問い合わせてください。(Y)